

会 議 録

会議の名称	第6期 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成30年8月29日（水） 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市 市役所第二庁舎8階 801会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、佐藤 宮子委員 赤濱 高之委員、増田 敏子委員、吉岡 博之委員、小松 淳委員 福原 昌代委員、川久保 敦子委員、小幡 美穂委員、平田 勇治委員 渡邊 孝之委員、瀬戸口 弘一委員、三笠 俊彦委員、畑 佐枝子委員 加藤 了教委員、田中 麻子委員、宮井 敏晴委員、緒方 澄子委員 室岡 利明委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第6期 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のとおり

第6期 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

次第1 開会

(会長)

それでは、ただいまから第二回の自立支援協議会開催いたします。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

<配布資料の確認>

資料1 各部会の報告

資料2 (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画 (概要版)

資料3 障害者週間ポスター (案)

資料4 難病患者に対する福祉手当等の26市支給状況

資料5 自立支援協議会専門部会7月17日会議録

資料6 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井

市条例付帯決議

資料7-1・2 医療機関における障害者への合理的配慮事例集

資料8 東京都障害者差別解消条例 (報道発表資料)

資料9-1~7 東京都障害者差別解消条例等 (矢野委員資料)

資料10 『障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例』を通して共生社会を目指すもの (矢野委員資料)

資料11 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例 逐条解説案 意見交換会資料 (矢野委員資料)

資料12 第6期小金井地域自立支援協議会提案資料 (資料含む) (小幡委員資料)

資料13 小金井市条例制定記念意見交換会チラシ案

資料14 小金井市条例制定記念意見交換会出席依頼文

資料15 小金井市条例制定記念意見交換会レイアウト (案)

資料16 小金井市条例制定記念意見交換会進行予定 (案)

次第2 議題

1 各部会からの報告

(1) 相談支援部会

私どもの今年度のテーマは地域生活支援拠点の事業になっております。

前回話し合った内容といたしましては、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の部分、地域の体制づくりという5つの機能を担うというところで、整わなくてもこの事業の補助や助成が受けられるのかということ

ころの確認や、拠点型整備と、面的整備ということで、小金井では拠点型にするには課題もありますので、面的整備の方が現実的ではないかという意見が出ております。

地域体制作りの中でコーディネーターというところが非常に大切になってくるし、専門性を持った人たち、また、その橋渡しをしていくにあたってはどのような体制をつくるのかという議論をとというような話がありました。

24時間対応のコールセンター的な機能というものを今後どう考えていくのかという問題が、今後の課題ではないかと話し合っております。

(2) 生涯発達支援部会

当事者の聞き取りから見えてくる課題をどういった形で検討して、そして実際の政策に反映していくのかというところを、1年間かけてやっという話をしました。

内容としては実際には幼児から学齢期の児童生徒における課題から見えてきたものを取り扱って、意識というか情報共有をいたしました。

いろいろな障がいがありますが、やはり不登校ひきこもり関係も、ここに関係してくるのではないかという話がありました。

(会長)

私の方から調整委員会のことで、ご本人がそこに提案するかどうかは別にして事案になるようなことがあります。早々に解決しなくてはいけないと協議したところです。そのことについて進展等はございますか？

(生涯発達支援部会長)

学校の関係でもあるということからやはり保護者がこれを差別事例として、上げることにすごいためらいがあります。

なぜかという、本人が通っている現在の状況で、親のアクションを起こすことに対してすごく戸惑いを感じていらっしゃるからです。

学校と折り合いがつくという、そういうビジョンが見えない。

おそらくもっと大変な状況になるのではないかっていうことで、私の方に話が来ております。私もそこは危惧するところです。

(会長)

小金井市条例は議決されました、都条例もできますという中で実際にこういった案件が起きていてもなかなか一歩踏み出せないところをどうしていくのかということも含めて今後の検討課題であると思っておりますので、あえて申し

あげました。

(3) 社会参加・就労支援部会

いま協議している内容は社会参加及び就労に関して何か我々が主導してできることはないかというようなことを中心に考えております。

まず現状イトーヨーカ堂での販売ということが話題になり、実現しそうだということから、同じような取り組みが地域でできないだろうかというような内容も協議されました。

それには様々な課題や事情がございますので、そこは調整しながらやっていくことがいいたろうということで、また、社会参加という視点から考えると、赤ちゃんから高齢者まで、何かしら関わるところに障がいのある方も市民として参加できるという形が良いのではないかと、また作業工賃を上げる等の部分でも、共同受注の窓口っていうのも主導的に私どもが補っていくような方向性がつかめたら良いのではという協議をしております。

(会長)

部会長にお聞きするべきことではないかもしれませんが、障害者雇用の問題をめぐって大変な事がありますよね。小金井市はどうでしょうか？

(事務局)

今、お話のありましたマスコミでも報道されている各省庁で、障がい者の雇用率が達成されてないということでございます。

このことにつきましては事務局としても気になりまして、職員を採用している部局に確認したところ、雇用については手帳で確認を取っていると確認が取れましたので、小金井市としましてはきちんと雇用されているとお伝えさせていただきます。

(4) 生活支援部会

前半は市条例が可決されましたのでそれに伴った変更部分も含めて確認をして逐条解説の部分的なところの検討を始めました。資料としては今日お配りしている逐条解説案のところの前文の部分で反映して修正しました。

条例制定記念講演会っていうのが9月29日に想定されていますが、その辺についても、事前に関係団体に早くお知らせをしたいと意欲的に委員の皆さんが言っていました。

積極的な広報活動したいと思っているところですが、まだホームページにもアップされてないとか、多分今日のチラシの部分の確認がされてからホームペ

ージにアップされるのかと思っています。

市条例が議決されたものの、ホームページのトップページにはまだ載っていないので、もう少し積極的にアピールをした方がいいのかなと個人的には思っているところです。

課題としてはやっぱり逐条解説について広く意見を聞く機会をどういうふう
に設定をするのかっていうのが課題になっているのではないかなと思っています。

2 事務局からの報告事項

(1) 仮称新福祉社会館について

(事務局)

資料2の小金井市の新福祉社会館建設基本計画の概要版をご参照ください。

(福祉社会館等担当課長)

福祉社会館等担当課長の前島と申します。

小金井市新福祉社会館建設基本計画につきまして、ご協力いただいたお礼も兼ねて、今後またお願いすることあるかと思ひまして、直接ご挨拶させていただきたいという趣旨から貴重なお時間を頂きたく思います。

こちらの福祉社会館建設基本計画につきましては、自立支援協議会代表で荒井前委員にご参加いただき、ご意見を頂きました。時間も限られていた中で様々な機能を導入することから、大変理解が難しかったのではないかなと思ひながらも、計画案としてまとめていただきました。

荒井委員を初め委員の皆様には大変お世話になりましたので、この場をお借りして感謝を申し上げます。

福祉社会館の計画の概要版を配付させていただいておりますが、新庁舎と複合化ということで進めたいと考えております。

新しい福祉社会館の地域福祉の推進を目的とした施設となるように、新施設に必要な機能について、自立生活支援課をはじめ、市役所の各関係部署が集まりまして、平成29年7月から平成30年1月までの間、公募市民の方を含めた(仮称)小金井市新福祉社会館建設基本計画市民検討委員会での検討、また市民説明会の開催、パブリックコメント、市議会でのご意見等総合的に検討させていただきました。平成30年3月に市として計画として策定したものでございます。

地域での課題を解決するための地域共生社会という国の動向、また旧福祉社会館での市民活動の場所としての早期回復ということが新施設整備の必要性や基本的な大きな方針といえます。

計画については本来であれば冊子になっているものがございますが、実はも

う在庫がありませんので、大変恐縮ではございますがご議論を含め、全てホームページで公開させていただいておりますのでご参照ください。

簡単に福祉会館の概要と役割ですが、地域共生社会を実現するための拠点とし、繋がり支え合い高め合う新しい絆を作りますということを基本理念にしてございます。

施設のコンセプトとしては、あらゆる市民が役割を持ち、活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して暮らすことができるものとして、地域共生社会を実現するための拠点とするためには、各部署の取り組みが欠かせないと同時に地道な積み重ねが今後必要になってくるのではないかとこのように思っております。

障害者団体様また市民の皆様からのご意見、機会などを設けさせて頂きたいと思っております。

庁舎建設予定地に（仮称）福祉会館を複合整備する方針で、具体的な基本設計に入るために、6月の市議会に予算計上を上程させていただいております。

6月の市議会予算審議会でも多くの議論があった中で、補正予算は原案可決となりましたが、補正予算に関する付帯決議がございまして、7つの事柄について求められております。

その中のひとつとして、早急に複合施設に係る基本方針の説明と合意形成を求めるとあります。

デザインビルド方式とって設計の一部と工事を一体の業務として発注する方式を考えていました。期間に影響がありますが、設計と施工を分割発注と言う従来の方式にするということを表明しております。

また新福祉会館の整備に複合化整備方針案というものを示しております。

こちらの方もスケジュールとあわせて示していますが、市議会での議論が継続している状況でございます。

なお、先日の市議会全員協議会で示したスケジュールの中では、これまで新庁舎、及び福祉会館は平成33年度竣工を目指してきておりましたが、平成34年度竣工という方針案を示しております。

こういった状況でございますが、行政も市議会も市民の皆様にとって早期に建設する考えには変わりはありませんので、引き続き建設に向けて努力させていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが自立支援協議会の皆様方が、今後も障がい児・者の地域における生活を支えるための関係機関のネットワークとして、様々にご協議をされることをお願い申し上げ、ご説明と挨拶とさせていただきたいと思っております。

本当に貴重なお時間いただきありがとうございました。

(委員)

市民の意見を聞くということをお聞きしましたが、いつ頃説明会というのは意見を聞く、機会を設定するのでしょうか？

(福社会館等担当課長)

市民説明会ということも検討しておりますが、ちょっと今具体的には答えられません

(会長)

この概要を見ると、複合施設なので、すでにそういった議論はあるのかもしれませんが、個人情報保護に関するような事はどういうふうにされていますか。

子ども家庭支援センターやファミリーサポートセンターあるいは福祉オンブズマン等々、かなり相談事業にかかわるような案件も多いと思います。

複合施設なので、みんなが集まる所で相談に関しての保護はどのように考えておられるのでしょうか

(福社会館担当課長)

基本設計で配置とかも絡んできますので、そういったことも含めて検討していく必要もあると思っていたところでございます。

(会長)

相談者の福祉に関わる相談等の個人情報という観点で動線を考えて頂きたいです。

(委員)

新福社会館の福祉総合相談窓口と称される新しい機能としてどうなっていくのでしょうか。窓口の有り方をご検討されているかとは思いますが、現時点でどのような方向に向かっているのか、お答えできる範囲でお聞かせください。

(福社会館等担当課長)

現在考えているのは、相談者自身が抱える生活課題を整理できず、適切な相談機能の機関がわからない方のコーディネート機能の福祉と健康に関する制度案内や各種事業、関係する NPO 団体等の活動情報の発信という形でコーディネート機能を応用する窓口ということを想定していますが、もうちょっと具体的に言うと、地域福祉課や社会福祉協議会の方で実際支援している、生活困窮者の自立支援を拡大していきたいと考えております。

(事務局)

市役所としてワンストップも想定した方がいいのではないかという意見もありますし、市として責任を持った窓口を構築すべきではないかということもあります。

ちょっとはつきり確実な100%の言葉ではないかもしれませんが、こういったことも議論されているので、私ども福祉保健部としても、様々考えていかなくちゃいけないというところで、今まだそういったところでございます。

(委員)

福祉総合相談窓口の整備というのは地域福祉計画の中で新規事業として、今回入っていますが、説明を受けたときは、新福祉会館ができたときに想定してスタートさせますということのニーズも必要ではないでしょうか？

どれだけのスタッフを確保すべきか、具体的なものがこの3年間の中で培われるべきなのでこの計画の話が出たときも来年度からっていうか、今年度から1名からでもスタートすべきではないかっていう話はさせていただきましたが、この辺の繋がりがないと新たな建物の中で1階か2階になるのかとか、相談支援機関の方で相談してくださいと繋げるワンストップの場所になるのには基幹相談支援センターですよね。専門のコーディネーターが必要だと思っています。

そうすると、それなりに対応できるコーディネーターをきちっと組織的に配置しないとイケないので、そういう計画と伴ってこの福祉会館の中にきちっと整備される必要があると思います。

(福祉会館等担当課長)

ご意見本当にありがとうございました。今後の参考にさせていただきたいと思います。

(事務局)

福祉会館等担当課長につきましてはこの後、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

(2) 障害者週間シンポジウムのタイトルについて

(事務局)

資料3の障害者週間ポスター案という形になります。

開催通知の際に事務局からご連絡させて頂きましたが、障害者週間実行委員

会のスペシャルイベントのポスターを印刷する時期が来てしまいましたので、突然の話で申し訳ございませんが、障害者週間における自立支援協議会のシンポジウムで行う大きなタイトルとして「障害児者と共に暮らすまち作りを考える」という形でよろしいかと考えています。

(委員)

このチラシはいつ発注しないといけないものなか具体的に教えていただきたいのと、修正については今ここで議論することはできるのかどうか。

(事務局)

現在、障害者週間実行委員の方々にこのポスターの校正をかけていて、8月いっぱいまでにご意見をもらう予定です。

また、今皆さんからご意見をいただければそれも反映して、9月の実行委員会のおきに出来上がったものを実行委員へ配ろうと思っています。8月いっぱい締め切って9月の1週目に、業者さんを具体的に決めたいと思っています。

(会長)

実は委員からも提案があって、小幡委員の提案の講演会をどうするか確定できた上だと思いますので、この後、議論できればと思っています。

そういう方向の進め方よろしいでしょうか

(3) 難病者福祉手当条例の一部改正案についての報告

(事務局)

資料4の難病者福祉手当条例の一部改正案についての報告ということでお話しさせていただきます。次の市議会第三回定例会に提案をさせていただくものです。

内容としましては、難病の福祉手当の支給対象の方が、小金井市は83の疾病ですが、国や都で指定している331以上の疾病に対して、拡大をさせていただくという形で考えてございます。

しかし、誠に心苦しい限りですが、疾病対象の拡大にあわせましては、所得制限、併給制限、施設入所制限をさせていただきます。

併給制限は心身障害者福祉手当等と一緒に支給する事は出来ない、施設入所制限は施設入所されている方にはお渡ししないこととなります。また、国と都の基準と同様に、医療受給者証と医療券を所持されている方に限って難病者福祉手当を支給していく方向で改正をしたいということで、市議会第3回定例会にお出しさせていただきたいと考えております。

(委員)

制限を加えて実施するという事で、どのぐらいの財政負担になるのかどうかできればお話ししていただきたい。

(事務局)

支給している額は現状、年額1億2千万円ほどです。

厚生労働省の推計からすると、疾病拡大で1.5倍から2倍に対象が増えるのではないかと、そのまま考えると、1億2千万の1.5倍とすれば1億8千万になるのではないかと考えられるというところです。

(委員)

私の聞き及ぶ情報ですが、東京23区、市部だと26市の中で小金井市の歳入は今、上から20位で、福祉に関する予算と教育費に関する予算については26市中26位と聞き及んでいるということも踏まえて、2倍になったら大変だとは思いますが、できる範囲で教えて頂けますか？

(事務局)

実際にこの制度をこのまま拡大してそのまま続けていくのはかなり厳しいとあろうと考えてございます。

(委員)

他市と比較していくと小金井市は全部制限を加えるという状況のようになっていますが、他市も65歳での年齢制限があるようですが、全部制限するのではなく少なくとも一つは制限せず支給しても良いのではないですか。例えば所得制限は規制かけないとか、配慮した方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

表の見方がわかりづらくて誠に申し訳ございません。

×印がついているのは制限別において、何も制限が掛かっていない部分です。

小金井市は、現状、所得制限もかかってない、併給制限もかかっていない、年齢制限もかかっていない330の疾病にも対応していない、さらには医療券を持ってない方にも支給しているという意味です。

言い方が悪いですが、難病でという診断書が一回出れば、その後、どういう状況であっても支給し続けており、適時の見直しをしていない状況でございます。

ただ、当市では83疾病にしか対応していません。私たちとしては国で指定さ

れた330以上の疾病で困っている方に手当を渡したいということで拡大をさせていただけたいと進めさせていただいています。

なお、65歳以上の方で難病にかかった方には支給しませんという年齢制限ですが、小金井市では制限を掛ける予定はございません。

難病は年齢が何歳であろうと大変なものであるもので、そこは制限をかけるものではないということで制限はかけませんが、所得制限や併給制限をかけさせていただいて、330以上の疾病に対応するとともに、医療券等の所持者の方に限らせていただくと考えてございます。

(委員)

厚労省が指定した難病の330疾病は、医療券が支給されている対象ということですか。それ以外で指定されていない難病に関してはごめんなさいという状況ってということですね。

(委員)

先ほど所得制限を設ける方向で考えているというお話でしたが、実際に所得制限でもいろいろあると思うので、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたい。

(事務局)

説明が難しくなりますので、簡単なお話でさせていただきますと、この難病の患者さんも、障害者差別解消条例に書いてあるように障がい者に含まれるという事で、心身障害者福祉手当と同じ程度の所得制限をかけさせていただくことを考えています。これは、都制度の重度心身障害者福祉手当等や、国制度の特別障害者手当がこの基準に基づいて支給されています。

結果的には国民年金の障害年金レベルの所得制限という形で、出させていたっているという状況です。心身障害者福祉手当の基準と同様の必要な方に絞っていきますと言う事です。

(会長)

要するに全部制限かけて困らせているから、プラスになる所がないと、難病の方々もやっぱり納得できないと思いますが、いかがでしょう？

難病は3障害に比べて、年金等についても恩恵を受けられないので、手当という形あるいは医療受給という形で、障害の方に比べて恩恵は少ないわけだからプラスしていくという発想じゃないと、なかなか納得出来ないと思います。

(事務局)

3障害に比べて、年金等についても恩恵を受けられないというのは聞いたことはありませんが、まず支給月額では、7,000円は他市平均よりは高い形になっています。他市では、平均6,200円という形なので、他市の平均からすると事実として高い金額ではあります。

資料をみていただきますと難病者への手当を廃止している市もございます。

ただ、小金井市としては廃止ではなく、継続させていただくということで、所得制限や併給制限を考えてさせていただきました。

結果的に5千万円の差が出てくるという形にはなりますが、私達は5千万円を捻出するためにはではなく、やはり330以上の疾病の中で83疾病にしか対応できてないので、拡大をさせていただきたいというのが第一です。誤解を与えてしまいましたら、誠に申し訳ありません。

しかしながら、疾病の拡大はするけれど、所得制限や、併給制限等をさせていただくという提案をさせていただきました。

(委員)

今回の330疾病への対応という話は去年も保健所での難病の大きな会議で話されていきました。

前任の課長も来ていただいて、6市で情報交換したときに、難病の法律ができた時点で他の5市はこの手当の見直しはすでにしており、330疾病に対応している中で、小金井市だけが未だに対応できていないという話もあったので広く対応されるっていうお話が聞けて良かったです。

(委員)

今回の見直しでターゲットをどこにしているのかを確認させてもらいたい。

医療券の所持者への支給はありますが、医療券をもらえるのはある一定の病状以上の人ということになると思います。

併給制限をかけるということは普通だとは思いますが、日常生活に支障が出るほど医療依存度が高くなる方は330疾病の中でごく一部ですが、併給をしないのなら、身障手当を受給している人たちには難病手当を支給しなくなると考えられますが、中間層の方に手当を出していく考えはあるのでしょうか、中間層っていうのは医療依存度とか病状とか制限とかをどういうふうに考えるのかとちょっと理解できなくて、もう1回教えてもらっていいですか。

(事務局)

すごく難しいお話ですが、疾患自体も神経疾患だったりとか、いろんな疾患の

関係があるので、どこまでっていうのは一律には答えづらいところです。

例えば難病がどんどん進行して、体が動かなくなってくると、障害認定されて障害者手帳を取得し、そして心身障害者の手当をもらうことがあるというお話だと思います。

私達は26市の中で小金井市だけ拡大した難病に対応できてこなかったという正直、情けない状況です。

今般、難病の方の医療の関係の増加が一旦止まったであろうというふうに考えられる状況がありまして、この機会をとらえてちょっと私達の方で330疾病に拡大したいということで提案をさせていただいたところです。

(会長)

この事業の課題について資料1枚では不十分だと思いますよ。

結構大きな制度変更を、紙1枚だけでは見えてこないでしょう。もう少し丁寧な説明が必要じゃないでしょうか。これは直ぐに決めなくてはいけないことですか。

(事務局)

条例については市議会の第三回の例会で、9月には提案させていただきます。

制度の改正については、説明会というのを開催させていただいて、対象になる方々にご説明をさせていただくのと同時に、改正に当たっては、丁寧に文書等でお伝えをさせていただくと考えているところでございます。

(会長)

かなり重要な制度変更、うまく説明もされてなく、出てきている資料も不十分なので、私は責任持って承認するような状況ではない感じがします。私としてはちょっと提案を十分納得してからの承認ではないと難しいと思います。

(委員)

皆様のご意見を聞いて、今後のことについて、委員がおっしゃったので次回にもっと細かく、聞けたら良いと思います。

同じ病気の人でも全然症状が違うので、どうなったらその指定が取れるのかという分類もコロコロ変わっていて、同じ難病の方でも医療証が取れていたのに次には取れなくなるなど、一喜一憂する方もいらして、精神的なショックも大きいです。本当に細かく分けて、きちっとした制度にしてももらえないと困るので、個別に判断できるようにしていただけたらいいと思います。

(会長)

9月の定例会に提案するということになるのと1日か2日で始まりますよね。議会にはこの1枚でなくてかなりのきちっとした提案書が出ると思います。議会用には作ってあるはずですよ。

(事務局)

条例案の方については当然のことながら作ってございます。

また、規則の方についても、きちり準備をしている最中でございます。

委員の皆様には誠に申し訳ないのですが、私達としては9月の議会に出させていただくので、国と都が指定している難病制度がありますので、そこにマッチングするように、法改正していきたいというふうに考えているので、国と都に合わせながら難病については対応していきたいなというふうに考えています。

(会長)

難病指定を拡大することは必要だと思います。ただ、この協議会で承認しなければ対応できないというわけではないものですが、この1枚の資料説明だけでは判断し得ないと思うので、私の提案ですが、次の9月の自立支援協議会合同部会で納得いくような説明していただきたいというふうに思います。

(委員)

私は知識がなくて分かりませんが、小平とか東久留米の場合は名称のところに心身障害者福祉手当等と記載してありますが、

心身障害者福祉手当という名称で手当を出しているという意味なのか。

小金井市の場合は、別の名称で別々に出しているってということなのか、また小平は二つ数値が並んでいて書き方の内容がよくわからないので、詳しい説明する段階でその辺についてもきちっとわかるように資料を作っていただければと思います。

(事務局)

簡単にですけどちょっとお話だけさせてください。

小平とか東久留米の心身障害者福祉手当とあるのは、難病者福祉手当を心身障害者福祉手当の中の一部として支給しているからです。

小平市は基準を二つに分けていますが、その部分の詳細はもう1回確認してからご連絡します。

(4) 自立支援協議会専門部会の会議録について

(事務局)

資料5の自立支援委員協議会専門部会7月17日になります。

事前の資料で送付させていただきましたけれども、修正等ございます場合は、9月5日の水曜日までにご連絡をいただければと思います。

あわせまして部会の報告書を資料1で出させて頂きましたが、もし修正等ある場合はご連絡いただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

(5) 差別解消条例における予算措置について

(事務局)

差別解消条例における予算措置ということで、資料ございませんが、ご報告させていただきます。差別解消条例につきましてですね、次のまさに9月議会でお出させていただきますところでは。

項目としては三つ上げさせていただきました。

一つが、消耗品費として約187千円を上げさせていただきます。

それから、印刷製本費として約1,134千円をさせていただきます。

それから三つ目ですね、委員謝礼としまして、12万円上げさせていただきます。この三つを挙げさせていただきます。

消耗品費として考えさせていただいているものがヘルプマークと横断幕を考えさせていただいております。

謝礼は当然のことだから差別解消委員会の委員謝礼の説明を省かせていただきます。

それから、1,134千円と話しました印刷製本費ですが、こちらにつきましては、リーフレットとパンフレットの予算として上げさせていただいているところがございます。概括としては以上でございます。

(委員)

まずリーフレット・パンフレットで、1,134千円ということですが、リーフレット・パンフレットがどのくらいの部数で刷れると考えている予算かということが一つ。

もう一つが、委員の謝礼について差別解消に伴う調整委員会の方の謝礼ということですが、この協議会全体に関する謝礼というかそういう予算は特にはこれとは別に請求する予定があるのかというのは、矢野先生からもお話が申しましたけれども、当事者の方がよりこちらの委員会の方に協議会の方に参加ができるような、そういった環境整備も含めて、必要だと思います。その辺のところはどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(事務局)

順番が逆になってしまったら申し訳ありませんが、調整委員会についてですが、新しく委員になられた方もいらっしゃるのでもっとイメージが湧きづらいかと思いますが、現時点で取れている予算としましては、今年の3月の自立支援協議会で、資料でお示しさせていただきました。

代表者5名による差別解消部会というものを基点とさせていただきまして、その予算としまして12万円という形で予算を市議会で議決されればなんですけれども、認めていただけるのではなからうかというふうにさせていただいております。

今まで皆さんに特に3月以降ご意見いただきました。

委員はこうあるべきじゃないかとか、当事者はこうあるべきじゃないかとか、それから法的な識見のある人を呼ぶべきじゃないかとか様々なご意見いただいたことをもとに財政部局と様々な話をさせていただきました。

参加される約5名程度の部会という形で予算を挙げさせていただいているというところがございます。

それから2点目はリーフレットの部数ですがあくまでもこれ想定ですが、リーフレットとして約2千部。

それから、パンフレットは1,500部のものを2種類という形で今のところ想定しています。

(委員)

調整委員会についての予算だということはわかりますが、9月の補正予算では、私達の協議会全体に関係する者は、今回の補正予算とは別に、この差別解消の調整委員会だけではなく、自立支援協議会自体もやはり、もうちょっと活性化させた方がいいのではないかという話もあります。その辺に関してはやはり予算が必要だという話もあったと思います。

(事務局)

それについては事務局として、予算要求する予定はありません。

あくまでもご意見を伺って事務局として予算要求するかの判断は、こちらでさせていただきます。この話を自立支援協議会でするのかどうか、かなりためらうところですが、全体会は当然のことながら、皆さんに謝礼を出させていただいております。

さらに、新しく設置される、差別解消委員会についても当然のことながら予算は必要だと考えています。しかし、部会につきましては、様々ご意見があるところかと思いますが、調査や研究等を行う会ということが起点となっているとこ

るとそれから東京26市に連絡して調べさせていただいたところで、払っていない方が大勢だったので、市の厳しい財政状況で、ようやく差別解消委員会にはお金がつくというところなので、全ての部会でお金をつけられるかというところなかなか厳しいところであるというふうにお答えさせていただきます。

(副会長)

補正予算で増額できると思っていますし、リーフやパンフレットもこの協議会の中で検討しなくてはいけない作業が入ってくるわけですが、もう一つ大事な条例が通りましたので、この協議会の要綱今のままではまずいわけですね。

自立支援協議会の運営要綱を作り変えるのかっていうのは提示して欲しいなと思っています。

それに伴って、部会の運営をどういうふう考えているのかを要綱の中できちっと反映して頂かないといけないし、調整委員会の位置づけというのは要綱の中に作らないといけないと思っています。

5月の第1回の時に提案をしました。

それは行政が考えることだから、行政で考えさせていただきますっていう答えが返っていますが6月に差別解消条例が通りましたので。

行政としてこういうふう考えた要綱にしていきますっていうのがいまだにないっていうのが非常に不思議なので、それが財政の出動の根拠になるはずなので、そこをきちっと明確にして頂きたいと思っていますし、私の方からお願いしているのは、障害のある当事者の方たちがこの協議会の中に多く参加して意見表明できる場を確保する保障するということがとっても大事だと思っています。

自立支援協議会の交流会があって行かせていただきましたけれども、行政の事務局担当の人も多く参加していましたが、やっぱり当事者の方たちも多く参加していました。

いくつかの交流で聞いたところではやはり障害当事者が複数で参加しているので、近くの武蔵野市と調布市みたいに当事者の部会があるので当事者性っていうのをもっと大事にしていかないと、これからはいけないと思っていますので、ぜひそういう要綱の書いたものの提示をきちっとしていただいて、委員からも意見を聞いていただいて直せるところは直すぐらいのことは度量があって欲しいなと思っています。

(事務局)

まず、ご意見としましては受けとめさせていただきます。全部矢野委員に言われてしまったので、私が言えるのは、5月にお話いただきまして、事務局とし

ましては、設置要綱については行政の内部規定でございます。

概要としてお話させていただいたとおり、差別解消委員会を立ち上げて、それに対して謝礼をお支払いしたいというふうに予算を出させていただいている所でございます。

(委員)

パンフレットとリーフレット等その他を作るということを提案するというお話でしたが、リーフレットについては、先ほどの話にも関係ありますけど、当事者の人たちも踏まえてその辺の意見を集めて、わかりやすいものを作ろうという話になっていますが、今年からなので間違いがあったら訂正していただければと思います。一緒に考えてやるという場をつくるのであれば費用が掛かるとは思います。その辺については考えてないということでしょうか

(事務局)

お答えしづらいところではありますが、少なくともリーフレット・パンフレットをつくるための印刷製本費1, 134千円を計上させていただいたというふうにご説明をさせていただいたところでございます。

具体の支援につきましては新しく委員さんになられた方に対してはちょっとイメージがつきづらいかと思いますが、事務局で案を作らせていただきまして、協議会の方にお示しさせていただくような形をとりたいと思っております。

リーフレット・パンフレットにつきましては、9月の市議会の補正予算で1, 134千円を出させていただきます。

新しく委員になられた方に説明が足りないところですが、この間の例えばリーフレット等につきましても、自立支援協議会に対して事務局から素案を示させていただいてそれを元にご意見いただきながら修正をさせて頂いた経過がございますので、そのように考えて当事者の方たちの意見の取り入れ方については自立支援協議会委員を通して、説明としてはそういうふうに事務局で作ったものを、自立支援協議会に持ってきて、基本的にはここで検討するという考え方です

(委員)

内容だけは理解しました。

(委員)

調整委員会の要綱は、この後出るっていう話ですね。早く出してほしいと思います。それから、ちょっとリーフレットの話になってしまいますが、先ほど1, 5

00部2種類と言っておっしゃったその中身をちょっと教えていただきたい。

(事務局)

委員の方からお話いただいていた、大人向けと子ども向けというお話をいただいておりますので、現時点では2種ということを想定しています。

(委員)

大人向け子ども向けっていうのはどういった形で考えているのですか。私は八王子のリーフレットとパンフレットを持ってきています。

こちらがいいなと思うのは大人向けと言うか一般向けですね、すごくわかりやすく書いてあります。

これも一つが小学生版っていうのは小学生が実際に小学校の授業で使える形になっていて、ここに書き込んでいくようなワークブックになっています。

(事務局)

どこまでお答えするかというところは非常に悩ましいところではございますが、その方向性は持っています。

(会長)

パンフレットもいいものは積極的に活用していただければと思います。

(委員)

子ども版を考えてくださっているのであれば1,500部では到底足りないと思い、心配になります。

(事務局)

そういう組織体の方とお話をさせていただいて、こういう年齢層向けのものを考えております。また後で個別にお話させて頂いて、よろしいでしょうか。

(会長)

予算措置については次回お話し頂いて、自立支援協議会では当事者の参画と、お金を保障していくために必要な財政措置っていう所が不可欠ではないでしょうか。当事者の出席を保障できるような人件費補償を含めて、一貫して求めているところでもありますので、事務局に努力をお願いできれば思っております。

3 協議事項

(事務局)

それでは資料6から8までという形で説明をさせていただきます。

資料6は障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の付帯決議

資料7は医療機関における障害者への合理的配慮の事例集

資料8が東京都障害者差別解消条例の報道発表資料になってございます。

資料の説明を簡潔にさせていただきます。

まず資料6は、前回の合同部会の際に、加藤委員からの情報提供があったものを印刷させていただいたものです。

小金井市の本会議で差別解消条例に対する市議会としての付帯決議というものが示されました。

具体的には、このような考え方に基づいて5点について頑張って進めてほしいという応援的なものをいただいたというところでございます。

続きまして資料7の1は、7月10日付けの厚生労働省発表の資料という形でお示しさせていただいております。

1週間前の資料提供に間に合いませんが、今回お示しをさせていただいたというものになります。

この差別解消にあたり、合理的配慮の事例というものが様々示されていますが、ようやく国で、医療機関向けの差別解消の合理的配慮の事例集ができましたので、資料7の2という形でお出ししています。

事務局としましては議論いただきまして例えばなんですが見させていただきました資料7の2で、周知啓発を進めるように医療機関向けのものですね。

物が手に入れば、例えば小金井市の医療機関に配布したりとか、お話しに行ったりとか周知ができないかという、ご意見いただきたいというものです。

資料8につきましては都条例がこのように確か以前の部会でお示しさせていただきましたが、都の考え方としてポイントでそういうふうを示されているところでございます。

再度戻らせていただきまして資料6にありますとおり、例えば1番につきましては周知啓発進めてください。2番につきましては障害者の参加とか環境整備に努めてください。5番につきましては参政権について明記してくださいというふうに言われておりますので、こちら資料6、7、8は、ご意見ご協議の方いただけたらというところでございます。

(委員)

医療機関宛の実例集という事例集の配り方ですが、私は実際重度の知的障がい者と医療機関に行くのにすごく苦勞しています。

配慮して頂けたら町のクリニックにも行けますが、配慮をご理解いただいて

ないから一日かけて遠くの障害者専門病院行く事を繰り返しています。

障害者と接する例えば学校医とかが中心になって同じ医療機関の仲間とお話していけるような環境を作っていけないのか、事例集を配るに当たって、医師会にみんなに配って本棚にしまいこんでしまうようなことにならないのか、自分の専門以外の障がいについては知らないような、例えば耳鼻科のまちのお医者さんが自閉症の困難さを知らないとか、もう少し理解していただくのに何ができるのかなということは、話し合っていきたいと思います。

つい数日間で遠くの障害者の病院に行くしかないという決断をしたところだったので、これ配ったらいいのではないかと思います。

(会長)

ここの診療所医院ではなくて例えば小金井市市医師会とかで、そういったようなことは可能でしょうか。

(事務局)

申し訳ありませんが、協議を行うことが可能かと言われてしまいますと、検討しますとしかお答えできないので、例えば自立支援協議会の方で周知啓発を進めるに当たっても、例えば身近な医療機関をまず周知啓発していきたいというところで、まずは医師会とアポをとらせていただいてからです。

お話し合いできるのが一番望ましいですが、お忙しければまずは資料だけ見てお話し合いでもいいので、連携しながら差別解消を進めていきたいというところで、例えばこの場でご了解いただけましたらまずは第一歩を踏み出させていただきたいなというところがございます。

(会長)

自立支援協議会として、どういうふうに取り組めますかっていうような話ができたらいいなと当事者の声、実際に医療機関で苦労しているものの声を集めてこういう協議ができたらいいと思います。

(委員)

まずリーフレットを見ていただいても、あまり関係ないという感じの反応のクリニックが圧倒的に多いと思います。

つい最近ももう来ないで暴れるからと言われました。迷惑だから来ないで、他に行っていく態度は残念です。そうすると、もう遠い障害者の病院に行くしかない。

非常に私は町の医院と障害者等の遠い距離を感じていて他の障がいの方もす

ごい距離を感じているところだと思います。

すぐにわかっていただけじゃなく、距離を縮める努力は当事者たちが一番言えると思いますので、リーフレットとか条例がありますとかってこういう理屈だけじゃなくて当事者の困ったことを、医師会とか歯科医師会と話せたら良いですが、そこに距離があると思います。

歯科医師会や医師会に都条例でも事業者が合理的配慮を提供する義務になりましたという研修等を、議題仕上げて頂く、そのために自立支援協議会は、何らかの協力出来ますよってというのは、そういったアプローチは十分できるのかと思います。

ただ、そういった橋渡しは事務局で、やっていただけると一歩進んでいけるかと思います。

(自立支援生活支援課長)

今のお話ですが、確かに自立生活支援課においても医師会歯科医師会等で、接触する機会がございますので、条例もできたばかりなので、そういった部分もいきなりってということにならないかもしれないですが。

何かいろんな方法で、少しずつでも改善していければと考えております。

(事務局)

その他にも、商工会にはご説明にお伺いしました。

実際はタイミングが合わなくても、まずは例えばこういった資料をもとに、皆さんとしてまずはここを進めるべきみたいにご了解いただければというふうに思っております。

事務局が行くだけではなく、例えば当事者が行った方がいいというところもございます。

まずは事務局で医療機関関係者の方に差別解消の取り組みをすること、全体としてご協議いただければというところがございます。

(委員)

八王子の取り組みを聞いてきたことが一つ参考になるかもしれないので、お話をさせていただきたいと思います。

八王子の条例ができたときにどういった形で広報していったかっていうことですが、自立支援協議会の当事者委員の方が結構いらっしゃるので、商工会や色々な所に出向いて、差別事例のことの説明ではなくて、こういうふうにして良かったこと等を話の聞き取り調査をしたそうです。

(委員)

当事者の方のお話を聞く機会っていうのは、大事なことですし、そういった形で協議会のメンバーが啓発と関係作りにも何か活躍ができるのではないかなと思います。

知られてないような難病だとか結構ありますし、そしてでも自分の病気の発作が起きたときもどうにもならないので、そうなったらそんなで大丈夫ですという言い方をしても、他に行ってくださいとか多々あるのでそういうのも親子だったら別に責めないで、入院させてもらえると助かるので、お願いしてもらえると助かるなというのがあります。

(会長)

当事者の意見をたくさん聞いて伝えると良いと思います。

矢野副会長にお尋ねしますが、都条例が施行された後、市条例との整合性、速やかに協議検討を始めることっていうのはご要望が議会の方からありますが、それについていかがでしょうか？

(副会長)

都条例の条文、資料で施行規則の規定をお配りしていますが、そこ小金井市の条例のところで大きく食い違っているところが、必要になるだろうと思っはいますが、まず市条例ができてどのぐらい周知できるかっていうのが一つのキーポイントだと思っはいますので、今年度中はどのぐらい浸透させられるかっていうのもキーポイントだと個人的には思っはいます。

そこを踏まえて、東京都の条例との整合性のところで書いた方がいい部分があるかどうか検討をしていく必要があると思っはいます。

もう一つ今、同時並行的にやっている逐条解説の部分では、いつ逐条解説を作り上げるかっていうところが一つ大きなテーマなのかと個人的には思っはいます。

高橋会長の方から広く意見を聞いて逐条解説に盛り込んだ方がいいのではという、ご意見もありましたが、どういう段取りで市民との意見交換会をしながら作り上げるか、それと条例の修正等を同時並行はきつと協議会の中では出来ないのではないかと思っはいます。

協議会の中でいくつかの課題が出たときに、協議会の開催だけでは間に合わない部分は一つのテーマ、特化したワーキング部会を作って、協議会の委員だけではなく、それに関係するような人たちを集めて1年間なら1年間という目標を定めて作り上げるかっていう方向性をきちっと明確にしたワーキング部会を作って、いくつかの課題を作り上げるというような分科会があれば、そういうふ

うな取り組みをしないと協議会で、あれもこれもって、今の状況ではちょっと難しいのかなと個人的には思っているところです。

(会長)

都条例が10月に施行されて多分逐条解説する場合もあるわけですから、小金井市条例の成果や課題について議論していくことが当然課題です。

9月のシンポジウムがお披露目で、12月のシンポジウムではさらに一步踏み込んだ展開をしていかないとだめだと思いますし、理解啓発を先行して同時並行でいろんなことを進めていくためには、ワーキング等含めて、大きな仕事になります。

そうすると条例その後の逐条解説は、都条例との比較検討を行っていく必要があると個人的に思っています。

(事務局)

それでは先に資料13から16について説明をいたします。

資料13 小金井市条例制定記念意見交換会チラシ案

資料14 小金井市条例制定記念意見交換会出席依頼文

資料15 小金井市条例制定記念意見交換会レイアウト(案)

資料16 小金井市条例制定記念意見交換会進行予定(案)

です。

資料16は事務局の方で作らせていただいたもので、10時45分からの会長挨拶はなしでというふうにご了解いただきましたのでこの部分はなしというふうにお読み取りをお願いしたいというふうに思います。

それから、11時10分から11時半までの間のこの20分間の間に5分間ずつですね、各委員からの条例の願いというお話いただくと書かれていますが、例えば各委員さん2分ずつでお願いしても宜しいでしょうか？

ありがとうございます。

それから〇〇委員の所に畑委員のお名前を入れさせて頂いても宜しいでしょうか？

市制施行60周年記念事業としまして、条例制定記念の市民意見交換会を行うということについては何も変わりはないですが、同じように第2部の登壇で〇〇委員のままになっておりますのでこちらも畑委員というふうに名前を載せてよろしいでしょうか。

資料14につきましては、ご了解いただけましたらこのような形で依頼文を出させて頂きたいと思っております。

それから資料15につきまして、当日のレイアウトです。

今ちょっと資料にないところを口頭で補足させていただきましたが、一括でご確認をお願いしたいと思います。

資料13の中身については、ご了解いただけましたら載せさせていただきたいと思います。

まず、市報につきましては、9月号の市報に載せさせていただきたいというふうに今調整をしております。

9月15日号市報といいますけれども、ご家庭によっては早ければもう10日ぐらいにもついてしまうところもあるかなというふうに思っておりますので、事務局としましては、だいたいその市報が配られる時期をめぐりに、Webサイトにも掲載させていただきたいと考えております。

(会長)

Webサイトにはなるべく早く頂く様にお願いします。

(委員)

障害のある人もない人も対象は誰とお考えでいるのか、やはり障がいの方がメインでやった方が有利ではないでしょうか？

(会長)

そういう努力をしていますが、最初の頃に比べたら、関係者以外の方が増えてきた様に感じます。チラシを効率よく配ると、広がりもあるでしょう。

(委員)

名称はもうこの条例の名称で仕方がないと思いますが、小金井市では障害のある人もない人もと2回も書く必要はなくて、小金井市ではみんな、全ての市民が等で、地域の一員として相互理解のもとしていう感じでここはなくてもいいのかなと思いました。

(委員)

配置図ですが、わざわざ丁寧に作っていただいてありがたいとは思いますが、発言しない委員も委員席ってこんな前に並ぶのでしょうか？

(会長)

条例を作った人も一般市民の中に紛れたいと思いますので、その辺はお考えいただきたい。その他いかがでしょうか？

(委員)

果たして小金井市条例を市民の皆様がどれほど知っているのかも踏まえてです。

先ほど横断幕の予算があったかと思いますが、もう今この時点で横断幕があっても全然問題はないのかと思ってしまいますが、そんなことも踏まえてこの記念事業も意見交換会の集まり具合も影響が大きくでしようが、あえていつごろ横断幕が出るのでしょうか？

(事務局)

あくまでも議会の予算が議決されてからという形になりますので、ご容赦いただきたいというところでございます。

(会長)

それではですねそのようなことで進めていただければと思います。

4 その他委員からの発議

(事務局)

それでは次に資料9から11は矢野副会長からの資料、資料12は小幡委員からの資料です。

(副会長)

資料10をご覧くださいければと思います。

基調提案にかかわる部分で私が20分弱で話をしろということだったので、どういうふうに話そうかと思いつながら、条例の解説をしても始まらないかなと、それで終わってしまうのでこんなパワポを作ってみました。

小金井市市民条例を、自立支援協議会の中で議論したことを要約して経過と、条例にかかわる部分で小金井市にはいくつかの宝があるということで小金井市の市民憲章や高齢者憲章、男女平等都市宣言、いじめのないまち小金井宣言の中でひとりひとりを大切に思いやりがあって、思いやりや支え合うということを小金井市は謳ってきていると。

そういう一連の流れの中で、今回の条例があるということに触れていこうかなと。

その辺は資料11の逐条解説のところ、私が盛り込んでいますのでそののを見ていただきながら、話をしようと思っています。

第8条の合理的な配慮という項目について、そこをとても大事に思って欲しいということで合理的配慮のお話をして、実際にカウンターのテーブルが低

くなって座って話ができる、車椅子でもそのまま対話ができるように環境が整備されていますという事例として、市役所行って写真を撮って怒られましたが、入れています。

ユニバーサルデザインとか、そういうバリアフリーとかって具体的な厚労省でアップされている部分の写真とかと入れて、こんないろんなタイプのトイレがあって、使い勝手の問題はいろいろ状況に応じてあるのでまた工夫をしていく必要があるというハードの部分とか、ソフトの部分ということで課題として逐条解説の中で条例に補われなかった部分を皆さんの意見を汲み取りながら作り上げていきたいと思っています。

資料11はそのための逐条解説で今生活支援部会を中心にこんなことをもう検討をしていますということは、たたき台で完全ではないですけど、一通りの項目は触れられるように今準備作業をしていますというところで、また皆さんの意見を聞く場を作りたいと思っているってということをお話したいと思っています。

(会長)

今回のこの9月のお披露目会のコンセプトとしては、やはり逐条解説についての意見を伺うと、私達の意見は入らないのかなっていうふうな印象を与えてしまうのかと、その辺はいかがでしょう。

(副会長)

前文は少し検討しましたがけれど、9月28日までに間に合うか、この間の6月の議会で修正が加わって、追加された部分をここの中に落とし込んで、その解説をどういうふうにしていくかっていうのも、議会での審議の過程を踏まえた中で逐条解説に入れたいなと思っているところです。

これは決定ではないので試案みたいな形でそれでもやっぱ読んでもらうものは必要で、当日やはり条例についてもきちっと資料としては配られるっていうことなので、それと対比していただくっていう形で提起ができればいいのでは、多分パワポに入れていくと相当な量になっちゃうので、ポイントでここだけとかっていう話の仕方もあるのかなと思います、私の方はこの合理的配慮というところを少し重点に話をしたいと思ってパワポを作っていますが、逐条解説について時間をとって議論をしてはいないので、例えばあくまでも生活支援部会案とかいうような形はあると思います。

(委員)

来る人の想定等を後の意見交換でどこら辺に持っていくのかなっていう確認で

すが、逐条解説っていう言葉自体が普通、聞く人がわかるのかなと思います。
多分お渡しされても読み切れないのではないか心配です。

(副会長)

私自身も、この逐条解説について勉強している最中です。

他市の立川市とかの指導逐条解説と小金井の逐条解説を見ながらどうしたら
わかりやすく、皆さんにお伝えできるのか勉強しています。

(委員)

資料12をごらんください。提案が二つあります。

提案1の方を重点的に話したいと思います。

シンポジウム障害のある人もない人も地域で自分らしく暮らすために開催し
てという、資料を提示させていただいています。

今回、12月の障害者週間のイベントのシンポジウムに対して、野沢和弘さん
の講演をお願いしたいなということでお話しております。

当日予定が空いているということは確認済みです。

これはあくまで私の案ですが、まず企画の方から話をさせていただきます。

差別解消条例がまちにあることで変わることを参加者全員で考える機会にし
て欲しいと思います。

第1部では、なぜあの条例が必要だったのかということで、野沢さんの話は前
回もしましたが、全国に先駆けて、差別解消条例を千葉県で作った方です。

その方にお話をさせていただいた上で、後半にパネルディスカッションという
形で、一般市民の方に参加していただいて、差別のないまちづくり、この共に生
きるっていう条例について、それぞれの立場からどのように考えるかどのよう
なことができそうかなということをお話しただけ、そういう機会にしたい
と考えています。

パネリストとしてはその野沢さんと、当事者の方と市民の方で私が考えてい
るのは、商工会の方やPTAの役員の方とかで引き受けてくださるような方が
いたらと思っており、やはりこの条例が広まる一番大事なのはおそらくあまり
障がいのことは、身近に感じていない一般の人たちに、どれだけ伝わるかとい
うことだと思っています。

実際に障がいのある方が来たときにどうしようかなということもあたりも
すると思うので、お話を聞きたいなというのもありますし、あと学校関係の子ど
も関係のPTAの方に参加してもらうことも幅が広がるのではないかと
思っています。

幅っていうのは、参加してくれる方の幅もありますし、その意見の幅もありま

す両方の意味です。

野沢さんを推す理由としましては、この条例のある街という本を読んで本当にいいことをいっぱい書いてありますが、実際に小金井でこの条例ができるまでもいろいろありましたが、県でもいろいろあって、やはりでもこの中で、これは本当にそうだなと思う言葉としては障がいの問題を読み上げますね。

「障害の問題の本質は何かができるかできないかということではない。どういう特性を持った人が多数で、どういう特性を持った人が少数なのか、そして多数の人は少数の人も人のことを分かっているのかいないのか。」

障害者差別の本質がそういったことに尽きるのではないかということはこの本の中で書かれています。そういう意味でもやはり広く広げていく機会にしたいと思いました。

(会長)

小幡委員さんがちょっと交渉をし、するということで話を進めていただきまして、野沢さんが可能だってことですので、自立支援協議会として出していただければと思います。よろしいですか。

今日明日で印刷しなければいけないので、このスペースで埋めていただけると助かります。

皆さんにご了解いただけたと思いますので、あとは小幡委員さんの委任でよろしいでしょうか。

(事務局)

まずこの場では、この方向でご相談をさせていただきたいと思います。

(会長)

だいたい賛成ということで、あとこのチラシの内容をつめていただくということで。

(事務局)

開催日程等のご案内の前に、東京都自立支援協議会の交流会に矢野副会長、赤濱委員、佐藤委員、田中委員、加藤委員に参加していただきました。ありがとうございました。

そこで振り返りシートを記載していただいたものを配布させて頂きました。内容につきまして、各委員でご確認いただければありがたいです。

(自立生活支援課長)

時間が過ぎているところ貴重なお時間をすみません。

先ほどの難病の手当の条例の関係ですが、補足させていただきたいと思いきまして、先ほど保健所の方もおっしゃっていただいた通りですね330疾病に対応させていただくということだと40名ほどの方が漏れていて、申請すれば適用になるのではないかとということで、早く適用させてあげたいという所もあります。

一応趣旨としてはそういうところがあるので、ご理解いただきたいと思います。

先ほど市議会の方に上程ということなので議案の送付をさせていただいて、明日からの議会で審議頂き、9月10日の厚生文教委員会で議会の審議等も踏まえた状況を、また次回、皆さんに丁寧なご説明したいと思っております。

条例について説明不足もあるかと思いますが、330以上の疾病に対応させていただきたいというところがございます。早急に改正していききたいという状況です。

提案については、自立生活支援協議会の皆様にも、厚生文教委員会での審議結果をご理解いただきながら、ご意見をいただいて、よりよい条例等にしていきたいと思っておりますので、一言つけ加えさせていただいてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長)

難病について学ぶ機会がないので、必要な情報提供は議会と並んでしていただきたいと思っております。とても大事なことをされているならば、情報提供と丁寧な資料をお願いします。

次第3 次回の開催日程について

(事務局)

続きまして次回の開催日程ですが、9月の21日の金曜日17時からですね、前原暫定集会施設等で予約させていただいてございます。

都合が悪い等で部会の開催を見送るような場合がございますら、事前に事務局までご連絡いただけるとありがたいです。

(会長)

では、自立支援協議会全体会を終了いたします。

9月ですね、記念事業でもぜひ多くの方に声かけていただいて、活発な議論ができると思います。